

滋賀県内水面漁業振興計画（原案）に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

I. 経過

- ・平成 26 年 6 月 20 日に「内水面漁業の振興に関する法律」が成立。
- ・法第 9 条に基づき、同年 10 月 25 日「内水面漁業の振興に関する基本方針」を国が策定。
- ・水産基本法に基づく水産基本計画が平成 29 年 4 月 28 日改定されたことに伴い同年 7 月 25 日に基本方針が一部変更。

II. 県計画

- ・法第 10 条において都道府県は、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、基本方針に即して都道府県計画を定めるよう努めることと規定。
- ・この法律でいう内水面漁業は琵琶湖を含め、河川、湖沼、養殖池での「漁業」と「養殖業」を含む。
※内容については基本的に農業・水産業基本計画および琵琶湖保全再生施策に関する計画と整合性を図った。

III. 現状と課題

- ・琵琶湖漁業の漁獲量は昭和 30 年頃の 1 万トンから平成 27 年には 979 トンに大きく減少
- ・県内の河川漁場の遊漁者数はこの 20 年間で年変動があるものの大きく減少。
- ・水産資源の回復や漁場環境の再生を図り、本県漁業を振興することが必要。

IV. スケジュール

平成 29 年 10 月	常任委員会へ基本的事項説明
10～11 月	原文作成、庁内調整、関係団体の意見聴取
11 月	常任委員会へ計画素案提示
11～12 月	庁内関係課および各市町へ意見照会
12 月	常任委員会へパブリックコメント案提示
平成 30 年 1 月	パブリックコメント
	河川管理者との協議（法第 10 条の 2）
3 月	常任委員会へパブリックコメント等結果報告および計画案提示
3 月末	計画策定公表

「滋賀県内水面漁業振興計画（原案）」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成 29 年（2017 年）12 月 27 日（水曜日）から平成 30 年（2018 年）1 月 26 日（金曜日）までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県内水面漁業振興計画（原案）」についての意見・情報の募集を行った結果、4 名（団体を含む）の方から 35 件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとしています。

また、意見等の該当ページは、県民政策コメントで公表した「滋賀県内水面漁業振興計画（原案）」によっています。

2. 提出された意見・情報の内訳

項 目	件 数
I はじめに	1 件
II 現状と課題	7 件
III 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画	25 件
その他	2 件
合 計	35 件

内水面漁業振興計画（原案）に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

No.	頁	意見・情報（概要）	意見・情報等に関する県の考え方
I はじめに			
1 計画の趣旨			
1	10	「水産生物の生息環境の悪化」原因が書かれていない。『…により…悪化』を記す必要がある。原因が理解されなければ、振興策は考えられない。	「II 1 (3)の現状と課題」に記述しておりますので、原案のとおりとします。
II 現状と課題			
2	11	全体として、過去と現在を比較するグラフまたは、図があれば理解されるものと思われる。	ご意見を踏まえ、次のグラフを付け加えます。「漁獲量推移、漁獲種、就業者推移、就業者年齢構成、遊漁者数のグラフ」を挿入します。
1 琵琶湖漁業			
(1) 沿革			
3	11	ホンモロコ、ニゴロブナの資源の維持増殖に努め、種苗生産拠点となる琵琶湖栽培漁業センターを整備して、稚魚の生産、放流を行ってきたこと、琵琶湖保全再生施策に関する計画が策定され、琵琶湖を水産資源の宝庫として再生するため、ニゴロブナやホンモロコ、アユ、セタシジミなどの放流を推進するとされたこと、を現状として記載すべき。課題として、琵琶湖栽培漁業センターを運営する財団法人は、稚魚の生産、放流の事業を積立資産を取り崩して実施していることを記載すべき。	ご指摘いただいた意見を踏まえ、次のとおり加筆します。II 1 (3)「かつての豊かな琵琶湖漁業を回復するためには、減少してしまった在来魚介類を増やし、漁場を再生させることが急務となっており、 <u>在来魚介類の種苗放流やヨシ帯造成等の増殖対策に取り組んできた。</u> 」
4	12	「下水道の普及などにより水質が改善傾向にある」漁業者は全く改善していると思っていない。県（水産課）は何をもって改善していると言われるのか疑問である。ここで記載する必要性はない。	下水道の普及などで水質については富栄養化の指標である全窒素や全りんなどは改善傾向が見られますので、原案のとおりとします。
2 河川漁業			
(2) 漁場環境の悪化			
5	13	「かつての河川整備では効率的に治水安全度の向上を図るため、画一的な河道整備となっており、…」（意見）文章に主語がないので修正されたい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。「かつての河川整備では、 <u>効率的に治水安全度の向上を図るため、画一的な河道整備となっており、…」</u> 」
6	13	「ニホンジカの増加」ニホンジカの増加が森林の荒廃につながり、漁場環境の悪化が起こるのか、理解できない。これは林業サイドの問題であり、ここで記載する必要性はないと思われる。	ニホンジカが樹木の皮や森林の地表面の植物を食い尽くし、表土が流出し山腹崩壊を起こすことで、河川漁場に土砂の堆積や濁水が発生し、大きな影響を及ぼすこととなります。また、計画は県として策定するものであり、原案のとおりとします。

3 養殖業			
(1) 魚類養殖業			
7	14	<p>「なかでもアユは、琵琶湖や流入河川で種苗として漁獲される豊かなアユ資源を背景に、活発に行われ、養殖用や河川放流用の種苗として広く全国に供給されている。」 (意見) 「アユは…行われ」という主語・述語構造となっているので修文されたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「なかでもアユの養殖は、琵琶湖や流入河川で種苗として漁獲される豊かなアユ資源を背景に、活発に行われ、養殖用や河川放流用の種苗として広く全国に供給されている。」</p>
5 水産資源に係る疾病の発生			
8	15	<p>「コイの漁場」 滋賀県全域で委員会指示で規制されており、ここであえて『コイの漁場』と記載する必要はないと思われる。</p>	<p>ご意見を踏まえ「コイの漁場では」を削除します。</p>
Ⅲ 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画			
1 水産業の回復に関する事項			
(1) 水産資源の増殖の推進			
ア 琵琶湖			
9	15	<p>国として掲げているウナギの資源回復対策のことが記載されていない。種苗放流・親魚放流・種苗生産放流・漁場環境改善等、種々対策を検討すべきと思われる。</p>	<p>ウナギについてはⅢ 1 (1) アで「ウナギの放流の推進」を記載していますので、原案のとおりとします。</p>
10	15	<p>「・増殖事業に取り組む漁業団体への支援を強化する」は、増殖事業に取り組む漁業団体の状況から、支援においては特に財政面からの支援を強化することを記載すべき。</p>	<p>支援の強化では、限られた財源を工夫して、効果的に行うことや技術の向上など様々な事項が考えられるため、ご意見は参考とさせていただきますが、原案のとおりとします。</p>
11	15	<p>「・産卵に戻ってきたニゴロブナやホンモロコ親魚を活用した再生産助長技術の開発と事業展開を推進する。」 (意見) 語彙不足でわかりにくい文なので、具体的に修文されたい。</p>	<p>原案のとおりとしますが、巻末に用語解説を付記します。</p>
イ 河川、その他湖沼			
12	15	<p>「・遺伝的な保全や防疫対策の観点から、琵琶湖産アユ種苗や良質なマス種苗を放流する必要があり、漁業協同組合が河川漁業の振興を図る目的で実施している種苗放流の取組を促進する。」 (意見) 内容の異なる2つの文が接続されているので、修文されたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「遺伝的な保全や防疫対策の観点から、漁業協同組合が河川漁業の振興を図る目的で実施している琵琶湖産アユ種苗や良質なマス種苗を放流する取組を促進する。」</p>
13	16	<p>「・マス類については、放流後の生残が高く、定着の向上を目指す効果的な放流手法の開発を推進するとともに、人工産卵床の造成、禁漁区の設定または親魚放流等の自然再生産による増殖を推進する。」 (意見) 「放流後の生残が高く」が前後のどちらにかかるとかわからないうえ、「定着の向上を目指す効果的な放流手法の開発」という部分も意味がわからず、正確な文意が把握できない。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「マス類については、放流後の生残率かつ定着率が高い効果的な放流手法の開発を推進するとともに、人工産卵床の造成、禁漁区の設定または親魚放流等の自然再生産による増殖を推進する。」</p>

(2) 特定外来生物やカワウによる被害の防止措置に対する支援等			
ア 外来魚対策			
14	16	「・オオクチバスやブルーギルは、琵琶湖のみならず河川や余呉湖等を含めた内水面全域における生態系や漁業への被害を防止するため、徹底的な防除や再放流禁止のための取組を実施する。」 (意見) 主語と述語が対応していないので修正されたい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「オオクチバスやブルーギルについては、…」
(3) 水産資源に係る伝染性疾患の予防			
15	16	「・防疫対策を基本とした疾病の発生防止に努めるとともに、疾病が発生した場合は正確な魚病診断に基づく的確な対策指導を行うとともに関係者への普及を図る。」 (意見) 「とともに」が1つの文中で2回使われているので、修正されたい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「防疫対策を基本とした疾病の発生防止に努めるとともに、疾病が発生した場合は 正確な魚病診断に基づく的確な対策指導を行うとともに関係者への普及を図る。」
16	16	「・コイヘルペスウイルス病については、既発生水域の天然水域から本病の拡大防止を図るため、引き続き防疫体制の維持に努める。」 (意見) 「既発生水域の天然水域から」この感染症が発生するのは天然水域とは限らないので、発生水域として修正されたい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「持続的養殖生産法に基づく特定疾病に指定されているコイヘルペスウイルス病については、既発生水域から本病の拡大防止を図るため、法に基づき引き続き防疫体制の維持に努める。」
(4) 養殖の推進			
ア アユ			
17	17	「・なわばり性が強く、友釣り用の放流種苗として優れていることや、養殖アユでは鱗が細かく姿形が美しいなど琵琶湖産アユの優れた特性を県内外に積極的にPRし、需要の拡大と普及を図る。」 (意見) 5ページに「遺伝的な保全や防疫対策の観点から、琵琶湖産アユ種苗や良質なマス種苗を放流する必要がある…」と述べられているように地域ごとのアユの遺伝子の多様性と再生産の維持、感染症の拡散防止のいずれの観点から見ても、アユの種苗はそれぞれの河川で独自に生産するのが望ましく、琵琶湖産アユを他水系にむやみに放流することはよくない。5ページの記述と合わせると、「滋賀県の川に他所のアユ種苗を放流したくない、でも琵琶湖のアユ種苗は他所に売りたい」という、非常に身勝手な態度と受け取られる。	県外ではそれぞれの河川で独自にアユ種苗が生産されていますが、その上で琵琶湖産アユの優れた特性を求めて、アユの友釣り漁場で放流のニーズがあるため、原案のとおりとします。
2. 漁場環境の再生に関する事項			
(1) 漁場環境の再生に関する事項			
18	17	国として掲げているウナギの資源回復対策のことが記載されていない。種苗放流・親魚放流・種苗生産放流・漁場環境改善等、種々対策を検討すべきと思われる。	他の魚種と同様の対策を行うことにより、ウナギの漁場環境改善となると考えています。

ア 琵琶湖			
19	17	<p>「・農地が持つ水源かん養機能や貯留機能の維持・向上のため、農地の面的確保や保全・整備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理・更新を推進する。」 この対策は農業サイドの事業であり、水産として意見を伝えるべき項目であり、『…更新を推進するよう、関係機関に要請する』と記載すべきと思われる。</p>	<p>計画は県として策定するものですので、原案のとおりとします。</p>
20	17	<p>「・ホンモロコをはじめとするコイ科魚類の卵が正常にふ化し生育できるよう、湖辺の植生や水位、水温など様々な観点から在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方を検討する。」 『…あり方を検討し、すみやかに改善する具体的な施策の展開を推進する』に修文されたい。</p>	<p>まずは在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方を検討することが重要と考えておりますので、原案のとおりとします。</p>
21	17	<p>「・ヨシ群落その他の在来植物の群落は在来魚の産卵繁殖場となるなど琵琶湖の生態系や生物多様性にとって重要であり、保全・造成・再生・維持管理を推進する。」 『…重要であり、水位変動に対応した水生植物群落を保全・再生…』に修文されたい。</p>	<p>本計画は天然ヨシ帯を含めた取組であるので原案のとおりとします。</p>
22	18	<p>「・内湖などの湿地帯(エコトーン)は、琵琶湖固有の動植物、特に在来魚の産卵繁殖場として重要な役割を担うなど様々な価値を有していることから、内湖本来の機能の保全および再生を推進する。」 (意見) 在来魚がすべて琵琶湖固有というわけではないので、「琵琶湖の在来魚」と修文されたい。</p>	<p>在来魚はすべてが琵琶湖固有ではないものの、固有種が多く含まれ、それらの産卵繁殖場として重要であることから、現案のとおりとします。</p>
23	18	<p>「・水草を摂食するワタカなど環境保全に役立つ在来魚の放流を推進する。」 「・在来魚が水田に遡上し産卵・育成できるよう、琵琶湖と水田のつながりを取り戻す「魚のゆりかご水田」の取組を推進する。」 (意見) ワタカは水田のイネを食害することもあると聞くが、ワタカの放流を促進し、かつ琵琶湖と水田のつながりを取り戻しても大丈夫か。</p>	<p>近年取り組まれている魚のゆりかご水田においてはイネの食害は確認されておりませんので、原案のとおりとします。</p>
24	18	<p>「・水草を摂食するワタカなど環境保全に役立つ在来魚の放流を推進する。」 もう少し具体的に『…生態系の保全と生物の多様性を回復させるため…』に修文されたい。</p>	<p>ワタカの放流については環境保全としての役割を目的としておりますので、原案のとおりとします。</p>

イ 河川、その他湖沼			
25	18	<p>「・水質汚濁防止法等に基づき、水質の監視を行うとともに、水質の悪化の原因である生活排水や工場・事業排水等の対策を推進し、水質の保全に努める。」</p> <p>(意見) 水質汚濁については既に法整備もされており、保全に努めるのは住民にとって良好な環境を維持するという点からも当然のこと。3カ年という限定された計画の中で、わざわざ取り上げる必要があるのか。また琵琶湖への環境負荷という点からは、上記の「生活排水や工場・事業排水等」の比率は現在はあまり大きくなく、むしろ面源負荷の方が大きいと言われている。</p>	<p>河川等における水質確保の観点から、今後も保全に努めることが重要ですので原案のとおりとします。</p>
26	18	<p>「・河川流況の的確な把握に努め、流域における適切な水利用に向けた取組を推進する。」</p> <p>(意見) 魚類資源の増加のためには河川の最低流量維持が非常に大切であることが近年明らかになってきています。具体的には、河川の流量を維持または増加させるため、人間による水利用の制限や、処理後の水を河川に戻すシステムの構築が必要。そのような方針を明記するとともに、具体案があるのなら明記されたい。また、流況把握は国土交通省や県土木交通課の管轄なので、農政水産部とこれらの部署が協力することを明記されるべき。</p>	<p>計画は県として策定するものであり、また、さまざまな水利用があることから本計画では、方向性を示しておりますので、原案のとおりとします。</p>
27	18	<p>「・森林から琵琶湖までの土砂移動が魚類の産卵環境等の形成に大きく関係するため、流域での土砂の発生からその有効活用等までの総合的な視点により、河川における魚類の生息環境の保全手法を検討する。」</p> <p>(意見) 河川における土砂移動のプロセスを妨げる主因は言うまでもなく砂防施設だが、これは砂防課の管轄。この計画は、水産課と砂防課との共同の元、保全手法を検討されるということの意味しているのか。</p>	<p>計画は県として策定するものですので、原案のとおりとします。</p>

28	18	<p>「・陸水域における生物生息環境の連続性の確保を図るため、魚類等が琵琶湖と河川を行き交い、河川において遡上・降下ができるよう、効果的な魚道の整備や維持管理に努める。」</p> <p>(意見) 県下の河川には既に多くの魚道が存在するが、設計不備のため魚道の役割を果たしていない(例:彦根市鳥居本町の矢倉川の石付き全面魚道)、旧式で魚の利用効率が悪い(例:多賀町の金屋頭首工魚道)、陸化して使われなくなっている(例:長浜市姉川の横井魚道)等、魚道としての役割を果たしていない例を多々みられる。まず、既存魚道の調査を行い、不具合のある箇所は改善することが先決。「効果的な魚道の整備や維持管理」というあいまいな文言ではなく、3カ年という短い期間に実施することを具体的に示すべき。</p>	<p>計画は県として策定するものであり、本計画では方向性を示しておりますので原案のとおりとします。なお、計画期間は3年間とありますが、継続していく事項と捉えております。</p>
29	18	<p>「・在来魚が水田に遡上し… ・水質汚濁防止法等に基づき… ・将来にわたり動植物の生息・生育… ・河川流況の的確な把握に努め… ・農業用水の適正管理について… ・農地が持つ水源かん養機能や… ・森林から琵琶湖までの土砂移動が…」</p> <p>他機関が行う事業であり、水産資源の回復に関与することなら、『漁場環境の再生のため、関係機関と密接に連携し、要請する。』という内容で記載するべきと思う。</p>	<p>計画は県として策定するものですので、原案のとおりとします。</p>
(2) 森林の整備および保全			
30	18	<p>「(2) 森林の整備および保全」 「(3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進」</p> <p>二つの項目ともに、どこの機関が主体的に事業を推進し、水産サイドがどのような事業メニューで関与するのか、明らかでない。具体的な事業を記載するのか、関係機関と連携を密にして事業を推進するのか、記載すべきであると思う。</p>	<p>計画は県として策定するものですので、原案のとおりとします。</p>
(3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進			
31	19	<p>「・国が示す「多自然川づくり基本指針」および滋賀県の河川整備計画に基づき、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出できるように努める。」</p> <p>(意見) このような、自然の営力による河道の創出のためには具体的にどのような工法を用いるのかという視点が欠けています。具体的な工法を記載すべき。</p>	<p>具体的な工法についてはそれぞれの河川状況に応じて検討することとなりますので、本計画では、原案のとおりとします。</p>

32	19	<p>「・「生物多様性しが戦略」に基づき、河川・湖岸環境や河畔林、湖岸林の保全・回復にあたっては、「エコロジカル・コリドー」（生態回廊）としての機能に配慮するよう努める。」 （意見）ここも、具体的に何をどのように配慮するのかの記述がなく、抽象的です。具体的な手法を記載すべき。</p>	<p>具体的な方法については各現場に応じて検討することとなりますので本計画では、原案のとおりとします。</p>
3 内水面の健全な発展に関する事項			
(5) 本県漁業に対する理解と関心の増進			
ア 琵琶湖			
33	20	<p>「・他の地域で見られない琵琶湖漁業の独自性や価値について、琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業の「世界農業遺産」認定に向けた取組を進めることにより、国内外に情報を発信する。」 「世界農業遺産」認定が、水産業振興にどんなメリットがあるのか明らかではない。現在に至るまで、農業サイドは琵琶湖や河川の清らかな水を使い放題にし、汚れた水を河川や琵琶湖に流出し続けている。水産業振興計画に記載すべき内容とは思わない。</p>	<p>「世界農業遺産」は「農林水産業」を対象としています。本県の進めている「世界農業遺産」の中核には「琵琶湖の伝統的漁業」があります。農業と漁業との良好な関係の重要性を訴えていくことが大切であると考えます。認定されると地域固有の農林水産業の価値が世界的に認められることで、地域の人々に誇りと自信をもたらすとともに、農林水産物のブランド化や観光客誘致を通じた地域経済の活性化が期待されます。また、認定地域同士の交流など、国内外との連携強化も望めますので、原案のとおりとします。</p>
その他			
34	総論	<p>長年にわたり何度も、県ならびに国に改善を要望しているが、その内容が全く反映・考慮されていない。 今の琵琶湖は、琵琶湖総合開発で想定されていなかったことが起きている。 ①漁獲量は40%減の想定が80%減となっている。 ②大型の水草が大繁茂している ③琵琶湖の湖底が急速に泥化し、貝類の繁殖力が著しく低下 ④近年ではアユの大不漁、等々 漁業者からの意見を踏まえ、今日までの改善の要望をしたことは、以下の通りである。</p> <p>ア. 適正な水位操作（-30cm以下の水位が長い） イ. 下水道処理排水の見直し改善（自然浄化力を考慮した排水と、循環利用ならびに温水排出の停止） ウ. 生物生息環境改善の具体的な計画と速やかな実施 エ. カワウ・外来魚対策の強化 オ. 水産資源回復対策の強化</p>	<p>これまで取り組んできた施策を含め、本計画を策定することにより、これまで以上に着実に水産資源の回復が図れるよう努めてまいります。</p>
35		<p>琵琶湖の真鴨を漁獲量を定め、許可制にして、鴨猟を復活し、観光増加を狙う。</p>	<p>琵琶湖は全水域が鳥獣保護区域となっていますので、鴨猟はできません。また、鴨は水産生物ではありませんので、水産業の振興計画には該当しません。</p>

「滋賀県内水面漁業振興計画（案）」の概要

I はじめに

1 計画策定の趣旨

- 本県の漁業は琵琶湖漁業、河川漁業、養殖業に大別でき、湖魚を水産資源として供給することや自然と親しむ機会を提供する多面的機能を有し、豊かで潤いのある県民生活の形成に大きく寄与している。
- 琵琶湖および河川では水産生物の生息環境の悪化、外来魚やカワウによる被害により水産資源は大きく減少し、漁業者の減少や高齢化により湖魚の供給の機能や遊漁等の多面的機能が発揮されにくい状況にある。
- 全国的にも同傾向であり、内水面漁業の振興を図るため「内水面漁業の振興に関する法律」が制定された。
- 本計画は同法の趣旨に沿って本県漁業の課題に対応し、これらの振興を推進するために定める。

2 計画の期間 平成30年度から平成32年度までの3年間

II 現状と課題

- 1 琵琶湖漁業 2 河川漁業 3 養殖業 4 特定外来生物やカワウによる被害
5 水産資源に係る疾病の発生

III 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画

1 水産資源の回復に関する事項

(1) 水産資源の増殖の推進

- 琵琶湖での水産重要種の種苗生産放流等の増殖の推進
- 河川等でのアユ、マスの種苗放流等の増殖の推進

(2) 特定外来生物やカワウによる被害の防止措置に対する支援等

- 外来魚対策 内水面全域における徹底的な防除
- カワウ対策 個体数管理、広域的な対策
- 侵略的外来水生植物対策

(3) 水産資源に係る伝染性疾病の予防

- アユ冷水病等魚病の防疫対策

(4) 養殖の推進

- 琵琶湖産アユの需要の拡大
- 養殖ビワマスの消費拡大
- 淡水真珠、その他の養殖の推進

2 漁場環境の再生に関する事項

(1) 漁場環境の再生

- 琵琶湖の水質汚濁防止、産卵繁殖場等漁場環境の保全・再生
- 河川、その他湖沼の水質保全、水管理、生息環境の連続性の保持

(2) 森林の整備および保全

- 水源林の保全・管理、森林資源の循環利用による森林整備、森林生態系の保全

(3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進

- 多自然川づくりによる多様な川相の形成・維持

3 内水面漁業の健全な発展に関する事項

(1) 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成

- 漁業所得の向上、漁協運営の健全性の向上

(2) 多面的機能の発揮に資する取り組みの支援

- 漁業者と地域住民の連携による活動等

(3) 人材の育成および確保

- 新規就業希望者への研修等の支援
- 河川漁業の組合員の経営能力向上

(4) 商品開発や消費拡大の取組等への支援

- 水産物の情報発信、商品開発等

(5) 本県漁業に対する理解と関心の増進

- 琵琶湖漁業の理解と関心の増進
- 河川漁業の理解と関心の増進

4 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

(1) 内水面漁業の振興に関する協議会の設置

- 水産資源の回復、漁場環境の再生について協議会の設置

5 平成32年度の目標とする指標

滋賀県内水面漁業振興計画（原案）

I はじめに

1 計画策定の趣旨

滋賀県は県土の中央に琵琶湖を有し、県土に降った雨のほとんどが県内の河川を通じ琵琶湖に注いでいる。この豊かな淡水域である琵琶湖と河川を漁場として本県の漁業は発展してきた。本県の漁業は琵琶湖漁業、河川漁業、養殖業に大別できる。琵琶湖漁業は琵琶湖に生息する固有種を含む魚介類を水産資源として供給し、河川漁業は魚類の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて釣りや自然体験活動といった自然と親しむ機会を提供する等の多面的機能を有し、養殖業は琵琶湖産アユやビワマス、淡水真珠といった本県特有の魚介類を対象として営まれ、豊かで潤いのある県民生活の形成に大きく寄与している。

しかし、琵琶湖および河川では水産生物の生息環境の悪化、オオクチバス等の外来魚やカワウによる食害により水産資源は大きく減少している。さらに、漁業従事者の減少やその高齢化も進行し、水産物としての湖魚の供給の機能や遊漁等の多面的機能が発揮されにくい状況にある。

全国の内水面漁業においても水産資源の減少や漁業従事者の減少が進行し、内水面漁業の有する水産物の安定的な供給機能や多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面漁業の振興を図るため、平成 26 年 6 月 20 日に、「内水面漁業の振興に関する法律」（平成 26 年法律第 103 号）が制定された。同法は、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国および地方公共団体の責務等を明らかにするとともに内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進するために制定されたものである。

同法では内水面を「漁業法の適用上海面として扱われている琵琶湖、浜名湖等を含め、河川、湖沼、私有水面における養殖池等陸に囲まれる全ての水面」とされている。本計画は同法の趣旨に沿って本県の琵琶湖漁業、河川漁業および養殖業の様々な課題に対応し、これらの振興を推進するために定めるものである。

なお本計画は滋賀県農業・水産業基本計画および琵琶湖保全再生施策に関する計画と整合を図りながら定めるものである。

2 計画の期間

本計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間で計画期間とする。

II 現状と課題

1 琵琶湖漁業

(1) 沿革

琵琶湖は本県の面積のおよそ6分の1を占める日本最大の湖であり、世界でも有数の古代湖である。海と隔絶されたこの広大な閉鎖性水域では、長い年月をかけて多くの固有種を含む多様な魚介類が育まれてきた。現在、琵琶湖に生息する魚介類は110種、そのうち45種は琵琶湖固有種である。

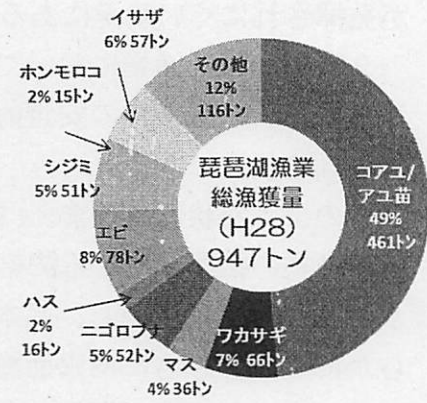
琵琶湖には変化に富んだ環境が備わっており、沿岸域には岩礁・砂浜・砂泥底や水草帯などが分布し、また北湖には深いところで水深100mにも及ぶ沖帯が広がっている。これらの複雑な環境が、異なる生活環境を好むさまざまな生物に生息の場を与えている。

琵琶湖ではその豊かな恵みを生かし、多様な形態の漁業が長年にわたって安定的に展開されてきた。しかし、漁場環境の悪化や外来魚やカワウによる食害などさまざまな問題によって、漁業を支える在来魚介類の多くが減少し、琵琶湖漁業は極めて厳しい状況となっている。

(2) 漁獲量

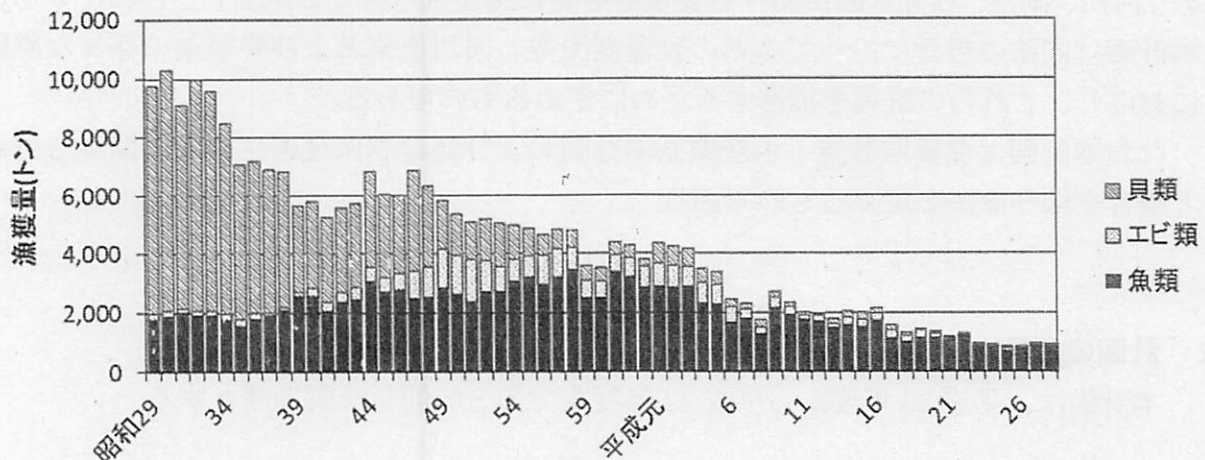
琵琶湖漁業の漁獲量は、昭和30年頃には10,000トン前後あったが、その後大きく減少し、近年は1,500トンを下回る状況が続くなか、平成28年では外来魚を除くと947トンとなっている。

漁獲量の内訳は、基幹魚種であるアユ（鮮魚流通用、養殖・放流種苗用）の漁獲量が最も多く461トンで、全体の49%を占めている。



農林水産省統計部
「平成28年漁業・養殖業生産統計」より

琵琶湖漁業の漁獲量（外来魚除く）



(3) 漁場環境の悪化

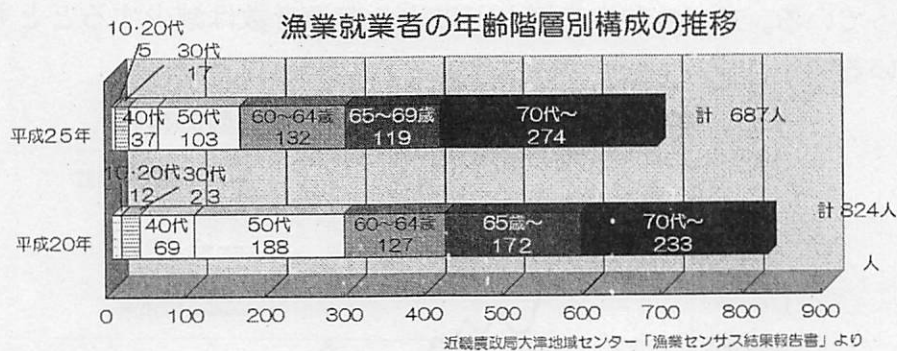
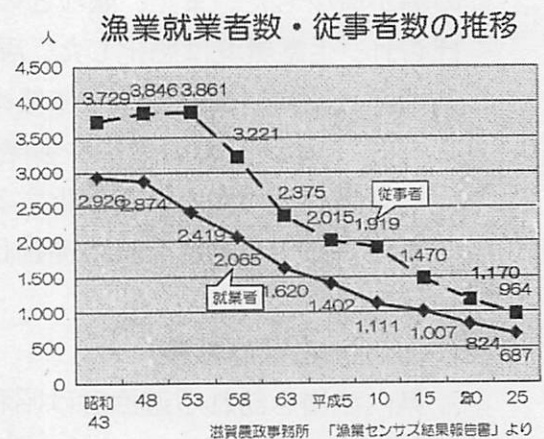
琵琶湖では、高度経済成長期以降、琵琶湖総合開発をはじめ湖岸の開発が進められた結果、コイやフナなど多くの在来魚類にとって産卵の場であり、仔稚魚の成育の場でもあった水辺のヨシ群落（水ヨシ帯）や内湖の多くが失われた。とりわけ「魚のゆりかご」といえる南湖は水草の大量繁茂など、漁場環境の悪化が著しく、漁場生産力が著しく低下している。また、近年は下水道の普及などにより水質が改善傾向にある一方、漁獲量が回復せず、漁網の汚れなども問題となっており、植物プランクトンの種組成の変化や琵琶湖の生産力の低下が懸念されている。

かつての豊かな琵琶湖漁業を回復するためには、減少してしまった在来魚介類を増やし、漁場を再生させることが急務となっており、在来魚介類の種苗放流やヨシ帯造成等の増殖対策に取り組んできた。

(4) 漁業者・漁業協同組合

平成25年の漁業就業者数は687人で、昭和50年代以降、大きく減少している（漁業センサス）。年齢構成は、65歳以上の割合が増加し全体の6割近くを占めており、高齢化が進行している。

組合員の減少と高齢化が進む漁業協同組合（以下、漁協という）の経営基盤の強化や、漁業の担い手の確保・育成は、琵琶湖漁業のみならず県内水産業全般にわたる課題となっている。



(5) 流通

長引く漁獲量の減少により、市場流通が矮小化していることや、食生活の多様化、安価な輸入魚介類の流通等により、湖産魚介類の消費・流通は極めて限定的なものとなっている。そのため、湖産魚介類のブランド化や消費者のニーズに合った加工製品の開発、販路の開拓による消費拡大が重要となっている。

2 河川漁業

(1) 沿革

本県には大小 400 本以上の河川があり、琵琶湖から流出する唯一の自然河川である瀬田川を除いて、ほとんどの河川は周囲の山々から琵琶湖へと流れ込んでいる。

県内の16の河川(およびその支流)と余呉湖において合計22の第五種共同漁業権漁場が設定されている。これらの漁場では、漁業協同組合がアユやアマゴ、イワナ、ワカサギなどの種苗放流を行い、竿釣りや投網などによって、漁業や遊漁が行われている。

(2) 漁場環境の悪化

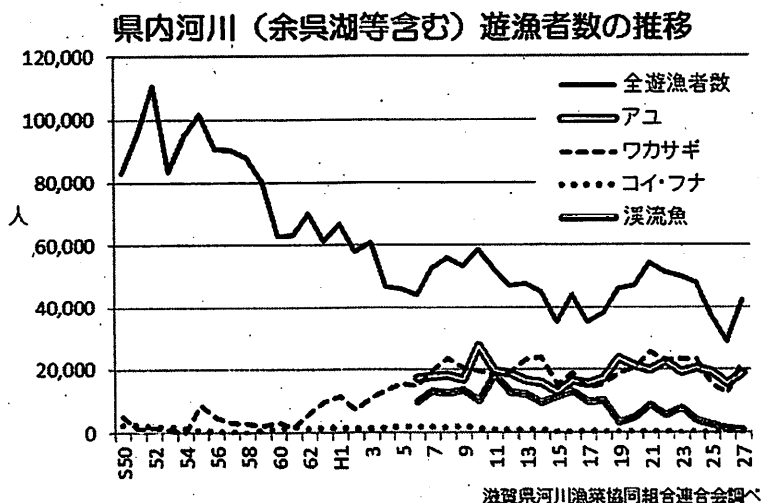
かつての河川整備では、効率的に治水安全度の向上を図るため、画一的な河道整備となっており、砂礫河原や瀬・淵を減少させ、水産生物の隠れ場や産卵場などの生育の場が減少した。また、堰などの河川横断構造物により、水産生物の遡上・降下が妨げられ、生息環境は悪化した。現在は、河川改修工事等においては多自然川づくりを基本とし、河川環境の保全に努めている。

一方、ニホンジカの増加や多発する傾向にある局地的な大雨などによる森林の荒廃により降雨後の濁水が長期化するといった漁場としての環境が悪化している。

また、河川漁協組合員の高齢化により漁場の整備・清掃の人員が不足している。

(3) 遊漁者数の推移

県内漁場を訪れる遊漁者は昭和52年の11万人をピークに減少しており、平成25年には4万人を下回り、漁協の経営が厳しい状況となっている。遊漁の内訳をみると、アユとワカサギの遊漁者が多く、次いでアマゴ、イワナの溪流魚釣り、コイ・フナ釣りとなっている。アユの遊漁不振などにより遊漁者数は減少するとともに、高齢化も進んでいる。



3 養殖業

(1) 魚類養殖業

本県では、アユやマス類などを中心とした養殖が行われている。なかでもアユの養殖は、琵琶湖や流入河川で種苗として漁獲される豊かなアユ資源を背景に、活発に行われ、養殖用や河川放流用の種苗として広く全国に供給されている。

かつて河川放流用種苗として、全国シェアの70%以上を誇っていた琵琶湖産アユ種苗は、平成に入ってからアユ冷水病発生が契機となり、また各自治体等における人工種苗生産の増加も相まって、全国市場に占める割合は平成27年度で約20%（全国内水面漁連調べ）にまで大きく落ち込んでいる。

琵琶湖固有種のビワマスを実用的な養殖魚として開発した高成長系ビワマスは、平成24年に全雌三倍体種苗が実用化され、県内の業者がびわサーモン振興協議会を組織して養殖に取り組んでいる。

(2) 真珠養殖業

本県の淡水真珠養殖は昭和40年代半ばには6,000kgを超える生産量を誇り、昭和55年には生産額が40億円を超え、ビワパールとして輸出もされていたが、昭和60年以降、漁場環境の悪化などによる成長不良等で急激に衰退した。

近年、生産量に若干の回復の兆しがみられるが、漁場の環境改善や生産体制の整備ならびに真珠の施術に熟練した技術者の育成が重要な課題となっている。

4 特定外来生物やカワウによる被害

琵琶湖におけるオオクチバスやブルーギルの生息量は、これまでの駆除対策により減少してきたが、気象条件の影響等による駆除量の低下などにより平成25年を境に増加に転じている。

また、県内のダム湖や湖沼でもオオクチバスやブルーギルが多く生息しており一部の河川やダム湖ではコクチバスの再生産が確認されている。

さらに、近年、瀬田川や琵琶湖でチャンネルキャットフィッシュが確認されており注意が必要である。

カワウについては、これまでの竹生島や伊崎半島における営巣地での銃器捕獲などにより、県内での生息数は減少傾向にあるが、近年、内陸部等に新たなコロニーが形成されたり、急に生息数が増加するコロニーが出るなど生息域が分散化する傾向にあり、これらの対策が必要となっている。

侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイ等が、造成ヨシ帯や浮産卵床等の産卵繁殖施設において繁茂し、それらの機能を阻害している。

5 水産資源に係る疾病の発生

アユの疾病について、県内では平成3年に冷水病の発生が、平成20年にはエドワジ

エラ・イクタルリ感染症が確認されている。

冷水病は、琵琶湖ではアユの種苗価格の低迷や需要の減少など、琵琶湖漁業の基幹を成すアユ種苗流通の不振を招き、漁家経営を圧迫している。

河川では放流アユや天然遡上アユでの発生により、遊漁者の減少を招き、河川漁業経営に大きな打撃を与えてきた。

現在は冷水病対策(薬剤や加温処理)の普及、指導、放流種苗の保菌検査により冷水病の発生は沈静化するとともに、エドワジエラ・イクタルリ感染症では治療薬が承認を受けたが、これら疾病による被害を防ぐための更なる対策が求められている。

平成16年にはコイヘルペスウイルス病(KHV)が発生し、琵琶湖や周辺水域で10万尾を超える野生コイがへい死した。その後、既発生水域での大量へい死は起こっていないが、~~コイの漁場では~~新たな放流は控えられている。

Ⅲ 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画

1. 水産資源の回復に関する事項

(1) 水産資源の増殖の推進

ア 琵琶湖

- ・琵琶湖を水産資源の宝庫として再生するため、ニゴロブナやホンモロコ、アユ、セタシジミ、ビワマス、ウナギなど水産重要種や琵琶湖固有種の放流を推進する。
- ・特に、本県漁業の基幹魚種であるアユについては、近年、その資源が大きく変動しているため、その原因解明に取り組むとともに、資源が安定的に確保されるよう、アユ産卵用人工河川を活用した効果的な種苗生産放流を実施する。
- ・増殖事業に取り組む漁業団体への支援を強化するとともに、アユ産卵用人工河川や琵琶湖栽培漁業センターなど種苗生産拠点の機能の拡充や強化を推進する。
- ・赤野井湾をはじめとする琵琶湖南湖の漁場を再生するため、水草除去による漁場改善と魚類の移動経路の確保、砂地の造成、ニゴロブナやホンモロコ、セタシジミ等の放流および外来魚の集中駆除等を実施する。
- ・産卵に戻ってきたニゴロブナやホンモロコ親魚を活用した再生産助長技術の開発と事業展開を推進する。
- ・水産資源の持続的利用のため、ニゴロブナやセタシジミ、ホンモロコ、アユなどの水産重要種に対する漁業者による資源管理型漁業を推進する。

イ 河川、その他湖沼

- ・遺伝的な保全や防疫対策の観点から、琵琶湖産アユ種苗や良質なマス種苗を放流する必要があり、漁業協同組合が河川漁業の振興を図る目的で実施している琵琶

湖産アユ種苗や良質なマス種苗を放流する種苗放流の取組を促進する。

- ・マス類については、放流後の生残率かつ高く、定着率が高いの向上を目指す効果的な放流手法の開発を推進するとともに、人工産卵床の造成、禁漁区の設定または親魚放流等の自然再生産による増殖を推進する。
- ・在来マスが生息する河川についてはそれらの保護を図るとともに、遊漁や河川振興に有効な利用を促進する。
- ・マス類の放流用種苗生産拠点である醒井養鱒場において良質な種苗の生産確保に努める。

(2) 特定外来生物やカワウによる被害の防止措置に対する支援等

ア 外来魚対策

- ・オオクチバスやブルーギルについては、琵琶湖のみならず河川や余呉湖等を含めた内水面全域における生態系や漁業への被害を防止するため、徹底的な防除や再放流禁止のための取組を実施する。
- ・今後被害が懸念されるチャンネルキャットフィッシュやコクチバスなど外来生物の生息状況の把握や効果的で効率的な防除手法の確立を推進する。

イ カワウ対策

- ・カワウの防除措置および捕獲等による個体数の管理を行う。
- ・近年は各種対策により生息数は減少傾向にあるものの、内陸部に小規模なコロニー・ねぐらが増加しているため、総合的な管理体制を整備して、新たなコロニー・ねぐらの早期発見・対策を行うための監視を行い、飛来地での追い払い対策とともに、更に生息数を削減できるよう広域的に連携し、対策を推進する。

ウ 侵略的外来水生植物対策

- ・産卵繁殖施設等の機能を阻害するオオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物の防除を推進する。

(3) 水産資源に係る伝染性疾患の予防

- ・アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症による漁業被害を低減するため、河川放流用アユ種苗の保菌検査を推進する。
- ・アユ冷水病については、投薬や加温処理による対策の普及に努めるとともに関係機関と連携し、ワクチンによる予防技術の開発を推進する。
- ・防疫対策を基本とした疾病の発生防止に努めるとともに、疾病が発生した場合は正確な魚病診断に基づく的確な対策指導を行うとともに関係者への普及を図る。
- ・持続的養殖生産法に基づく特定疾病に指定されているコイヘルペスウイルス病については、既発生水域の天然水域から本病の拡大防止を図るため、法に基づき引

き続き防疫体制の維持に努める。

(4) 養殖の推進

ア アユ

- ・なわばり性が強く、友釣り用の放流種苗として優れていることや、養殖アユでは鱗が細かく姿形が美しいなど琵琶湖産アユの優れた特性を県内外に積極的にPRし、需要の拡大と普及を図る。

イ ビワマス

- ・高成長系養殖ビワマスの系統保存を図るとともに、より品質の高い養殖魚を生産するための飼育技術等の研究・開発を行い、本県特産養殖魚として普及、消費拡大を推進する。
- ・びわサーモン振興協議会が実施する養殖ビワマスのPRや品質の高度化の取組を促進する。

ウ 淡水真珠

- ・平成28年6月に制定された真珠の振興に関する法律に基づき策定した「滋賀県真珠振興計画」により、本県特産の淡水真珠養殖業の振興を図る。

エ その他

- ・消費者ニーズに対応し、本県特産の強みを生かした養殖品種および高品質な養殖魚を生産するための養殖技術の研究・開発を行い、ビワマスに次ぐ県特産養殖魚の開発普及を推進する。
- ・安全で安心な養殖魚の供給のため、水産用医薬品の適正使用の指導に努める。

2. 漁場環境の再生に関する事項

(1) 漁場環境の再生

ア 琵琶湖

- ・持続的な污水处理システムの構築、面源負荷対策、流入河川・底質改善対策、その他水質汚濁防止対策、環境に配慮した農業の普及により良好な水質を保つことに努める。
- ・農地が持つ水源かん養機能や貯留機能の維持・向上のため、農地の面的確保や保全・整備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理・更新を推進する。
- ・ホンモロコをはじめとするコイ科魚類の卵が正常にふ化し生育できるよう、湖辺の植生や水位、水温など様々な観点から在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方を検討する。
- ・ヨシ群落その他の在来植物の群落は在来魚の産卵繁殖場となるなど琵琶湖の生態

- 系や生物多様性にとって重要であり、保全・造成・再生・維持管理を推進する。
- ・内湖などの湿地帯（エコトーン）は、琵琶湖固有の動植物、特に在来魚の産卵繁殖場として重要な役割を担うなど様々な価値を有していることから、内湖本来の機能の保全および再生を推進する。
 - ・琵琶湖の生態系や水産資源を回復させ、湖底底質の保全および改善や腐敗による水質悪化の防止を図るため、大量繁茂が課題となっている南湖をはじめ琵琶湖において水草除去等の対策を推進する。
 - ・琵琶湖南湖において、シジミ漁場や在来魚の産卵繁殖場の再生を図るため、水草の除去や底泥の除去とあわせ、湖底の耕うんや平坦化、砂地の造成などを推進する。
 - ・水草を摂食するワタカなど環境保全に役立つ在来魚の放流を推進する。
 - ・在来魚が水田に遡上し産卵・育成できるよう、琵琶湖と水田のつながりを取り戻す「魚のゆりかご水田」の取組を推進する。

イ 河川、その他湖沼

- ・水質汚濁防止法等に基づき、水質の監視を行うとともに、水質の悪化の原因である生活排水や工場・事業排水等の対策を推進し、水質の保全に努める。
- ・将来にわたり動植物の生息・生育・繁殖環境が保全されるよう、それぞれの河川における水管理の現状を踏まえ、利水者および地域住民の協力を得ながら引き続き適正な水管理に努める。
- ・河川流況の的確な把握に努め、流域における適切な水利用に向けた取組を推進する。
- ・農業用水の適正管理について関係者間の意識共有を図るとともに、節水型のシステムへの転換と農業排水の循環利用等の対策により、用水の節水や濁水の流出防止の取組を推進する。
- ・農地が持つ水源かん養機能や貯留機能の維持・向上のため、農地の面的確保や保全・整備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理・更新を推進する。（再掲）
- ・森林から琵琶湖までの土砂移動が魚類の産卵環境等の形成に大きく関係するため、流域での土砂の発生からその有効活用等までの総合的な視点により、河川における魚類の生息環境の保全手法を検討する。
- ・陸水域における生物生息環境の連続性の確保を図るため、魚類等が琵琶湖と河川を行き交い、河川において遡上・降下が容易にできるよう、効果的な魚道の整備や維持管理に努める。

(2) 森林の整備および保全

- ・水源林の適正な保全および管理、森林資源の循環利用による適切な森林整備の推

進、森林生態系の保全に向けた対策の推進、その他、森林の整備および保全を推進する。

(3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進

- ・国が示す「多自然川づくり基本指針」および滋賀県の河川整備計画に基づき、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有するべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出できるように努める。
- ・「生物多様性しが戦略」に基づき、河川・湖岸環境や河畔林、湖岸林の保全・回復にあたっては、「エコロジカル・コリドー」(生態回廊)としての機能に配慮するよう努める。

3. 内水面漁業の健全な発展に関する事項

(1) 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成

- ・漁業所得の向上を目指し、漁獲量の増大や販路拡大などの具体的な取組について漁協と関係市町が定める「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再生広域プラン」の策定および着実な実行を支援する。
- ・漁協運営の健全性を向上させるため、漁協経営に関する法令順守および漁協会計業務に関して適切な指導・助言を行うとともに定期的に役職員等を対象とした研修会を開催する。
- ・組合員数の減少や経営状況等の各漁協の実情を踏まえ、必要に応じて関係者の合意のもとに合併について指導、助言を行う。
- ・琵琶湖漁業においては、漁業関係者による固有種を中心とした琵琶湖産魚介類のブランド化や流通・消費拡大の取組を促進する。
- ・河川漁業においては、河川の魅力発信や釣り教室の開催、遊漁者との協働による魅力ある漁場づくりや情報発信など遊漁者を増加させ、遊漁収入を増やすための取組を促進する。

(2) 多面的機能の発揮に資する取組への支援

- ・内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者と地域住民が連携して行う河川・湖沼の水草除去、森林づくり、清掃等の内水面に係る生態系の維持・保全のための活動、環境教育、漁業体験等の教育と啓発の場の提供、地域における食文化、伝統文化の伝承機会の提供等の取組を支援する。

(3) 人材の育成および確保

- ・琵琶湖漁業においては国や関係団体が開催する漁業就業希望者を対象とする就業

相談会への県漁連等の参加を促進する。

- ・琵琶湖漁業への新規就業希望者の漁業現場での短期、中期研修の開催や国の長期研修への誘導等に取り組む。
- ・河川漁業の組合員の漁業活動に必要な経営能力の向上のため、自らが遊漁者に対して漁協の役割や漁場の魅力を伝える取組を支援する。

(4) 商品開発や消費拡大の取組等への支援

- ・本県水産物の魅力や付加価値の向上、流通促進につながる商品開発や水産加工の高度化に係る取組を促進する。
- ・県のホームページや SNS などを効果的に活用して、琵琶湖八珍をはじめ琵琶湖のめぐみである湖産魚介類等、本県水産物の魅力や美味しさ、購入先などの情報を発信する。あわせて、東京における県の情報発信拠点である「ここ滋賀」を効果的に活用して、本県水産物の県内外への PR を推進し、消費拡大を図る。
- ・本県水産物を観光資源として活用するため、商工・観光事業者と連携し、日本遺産に認定されている本県ならではの伝統漁法、郷土食等を活用した農泊や特産品づくりなどの商品開発を促進し、国内はもとより海外からの観光客や消費者への情報発信を図る。

(5) 本県漁業に対する理解と関心の増進

ア 琵琶湖

- ・体験型の環境学習の推進、環境教育の振興、広報・啓発の実施を通じて、県民の琵琶湖漁業に対する理解と関心の増進に努める。
- ・他の地域で見られない琵琶湖漁業の独自性や価値について、琵琶湖と共生する滋賀の農林水産物の「世界農業遺産」認定に向けた取組を進めることにより、国内外に情報を発信する。

イ 河川

- ・ホームページや SNS 等により釣り場情報を発信するとともに、河川漁協が行う初心者を対象とした釣り教室や放流体験活動の開催などの取組を促進する。

4. その他内水面漁業の振興に関する重要事項

(1) 内水面漁業の振興に関する協議会の設置

- ・共同漁業権者より水産資源の回復、漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置について協議会設置の申し出があった場合、必要に応じて協議会を設置し、課題の解決を図る。

5. 平成 32 年度の目標とする指標

指標	現状	目標(H32)
新規漁業就業者数	7人 (H24～H28の5年間の累計)	10人 (H28～H32の5年間の累計)
琵琶湖の漁獲量 (外来魚を除く)	947トン (H28)	1,600トン
外来魚生息量	1,131トン (H28)	600トン
カワウ生息数	7,767羽 (H29)	4,000羽
コイ科魚類の産卵期に おける水ヨシ帯面積	74.4ha (H28)	80.1ha
県内の河川漁場を 訪れる遊漁者数	33,794人 (H28)	47,000人

滋賀県農業・水産業基本計画における平成 32 年度の目標とする指標

資料1 「滋賀県内水面漁業振興計画」用語解説

よみ	語句	解説
あ	アユ産卵用人工河川	アユ資源の維持培養を目的として、天然河川のアユ産卵場と同じように、砂利の大きさや流れの速さ等の産卵条件を整えて造ったアユを産卵させるための人工の河川。安曇川河口と姉川河口の2箇所に設置している。
う	浮産卵床	フナやホンモロコの産卵をさせるための施設。浮産卵床の本体は網状構造物で、ヨシなどを植栽することによりその根や茎が産卵基体となる。水位変動に対応するため、湖面に浮かぶ構造となっており、琵琶湖の沿岸域の10地点に設置されている。
え	エコロジカル・コリドー(生態回廊)	野生生物の生息・生育環境を連続的につなぐ回廊状の空間。山地と琵琶湖を結ぶ河畔林を伴った河川や山地の稜線部などは、生物の移動ルートとして利用され、生物の移動分散を通じて生息・生育地の機能を高める役割が期待される。
ぐ	群落	同一場所である種の単位性と個性性をもって共存している植物群を指す植生の単位。同じような立地では、相観・構造・組成などがよく似た群落が見られる。
か	加温処理	飼育水温を高めることによって菌の活性を低下させる魚病の治療方法。アユ冷水病では適切な処理方法により除菌効果と処理後の抗病性が確認されている。
こ	高成長系ピワマス	醒井養鱒場で選抜育種により作出された成長の良いピワマス。
こ	古代湖	世界の湖のほとんどが氷河期以降に形成されている(数万~10万年の寿命)のに対し、概ね10万年以上という例外的に長い寿命を持ち、それぞれが固有種に代表される独自の生態系と独特な湖の文化を育んできた湖。
こ	湖底の耕うん	湖底を貝曳き漁具(マングワ)等により耕すこと。
こ	固有種	ある特定の地域に限定された分布域を持つ生物種。固有種の代表的な成因としては、地質時代には広域に分布していたものが局地的に残存したもの(遺存固有)と、局地的な特殊環境に適応して新たに種分化したもの(新規固有)がある。
こ	コロニー	繁殖のための群れ。ここではカワウの営巣地を指す。
さ	再生産助長技術	対象となる生物の産卵・生育に適した環境を有効に利用し、その繁殖を促す技術。ここでは、ホンモロコやニゴロブナは水田放流後、育成された水田周辺の水路などに産卵回帰することが分かっているが、それらの水路では産卵環境が整っていないため、それを補う技術。
さ	魚のゆりかご水田	魚が水田まで自然に上れるような魚道をつくり、魚に優しい農業を実践している水田。
ざ	在来魚、在来植物	ある一定の地域に元からいる魚、植物。
ざ	在来魚介類	元々その場所(琵琶湖)に生息している魚や貝、エビ等。
し	資源管理型漁業	漁業者が話し合い、漁獲サイズや時期を制限するなどして、限りある水産資源を有効に利用し、漁業経営の持続的安定化を目指す漁業。
し	種苗放流	人が陸上施設等で生産した仔稚魚を天然の水域に放すこと。
し	植生	ある場所の地表に生育している植物の集団。
し	侵略的外来動植物	外来種の中で、地域の生態系や農林水産業、住民の生活等に大きな影響を与える、またはそのおそれがあり、防除のための対策の優先度の高い生物で、生物多様性に対する主要な脅威のひとつでもある。
し	森林資源	天然資源の1つで、木材や樹木の枝葉、竹、キノコなどの物質だけでなく、森林空間も含めたもの。森林は、地下資源のように絶対量のある採掘資源ではなく、造成による再生産可能な資源。
し	森林資源の循環利用	木材利用と森林整備を推進することで、「大気→森林→木材(リサイクル、多段階利用により繰り返し利用)→大気」という炭素の循環を不断に機能させながら環境への負荷を最小化していく取組をいう。
じ	人工種苗	養殖あるいは漁獲された親魚から人間の管理下で生産された仔稚魚。
ず	水源かん養	降雨時に河川等へ水の流出を軽減させる働き(洪水緩和)と、無降雨時に河川等へ水を安定的に供給する働き(渇水緩和)という2つの働きのことで、河川や琵琶湖の水位を平準化する役割を持つ。

す	水質汚濁	水質汚染の主な原因として、有機物による汚濁(工場や家庭から排出される有機物が原因となるもの)、栄養塩類による汚濁(富栄養化を引き起こす窒素やりんが原因となるもの)、有害物質による汚濁(工場排水等に含まれているカドミウム、水銀等の重金属やPCB(ポリクロロビフェニル)等によるもの)などがあげられる。
す	砂地の造成	泥地の湖底に砂を敷き、砂地の湖底を造り出すこと。
せ	生態系	ある地域に生息・生育する多種類からなる生物群集と物理的環境(土壌、水、気象、エネルギーなど)によって構成され、相互に作用を及ぼしあいながら、生物体を構成する物質や呼吸・光合成で利用・排出される気体などがその中を循環する、一つのまとまりとして把握されるシステム。
せ	生物多様性	いろいろな場所にさまざまな特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す言葉。一般に「生態系の多様性」「種の多様性(種間の多様性)」「遺伝子の多様性(種内の多様性)」の3つの階層で認識されている。
せ	世界農業遺産	伝統的な農業・農法を核として、生物多様性、優れた景観等が一体となって保全・活用されている世界的に重要な農業システムを、国連食糧農業機関(FAO)が認定するもの。本県の進めている「世界農業遺産」の中核には「琵琶湖の伝統的漁業」がある。認定されると地域固有の農林水産物の価値が世界的に認められることで、地域の人々に誇りと自信をもたらすとともに、農林水産物のブランド化や観光客誘致を通じた地域経済の活性化が期待される。また、認定地域同士の交流など、国内外との連携強化も望める。
ぜ	全窒素	有機態窒素、無機態窒素を合わせた、水中に存在する窒素の総量のこと。
ぜ	全雌三倍体	受精卵を水温の高い水に漬ける処理をすることなどにより、すべて雌で染色体を多くする技術。通常の魚は産卵期に成熟すると身の品質が落ちるが、全雌三倍体にすることで成熟しないため、周年の品質が保たれる。
ぜ	全りん	有機態りん、無機態りんを合わせた、水中に存在するりんの総量のこと。
だ	第5種共同漁業	河川や湖沼などにおいて営む共同漁業で漁業法に基づいて免許される。免許を受けた漁業協同組合には増殖が義務付けられており、また、「遊漁規則」により一般の遊漁者のする採捕を制限し、「遊漁料」を徴収することができる。
た	多面的機能	一つの物事が有する様々な局面の役割や働きのこと。水産業には新鮮で安全な食料である魚介類を安定的に供給する本来の機能のほかに、豊かな自然環境の形成、海の安全・安心の提供、安らぎ空間の提供といった多くの役割を有し、国民の生活に貢献している。
て	底質	海・湖沼・河川などの底を構成している堆積物や岩盤、またその性質。
な	内湖	大きな湖(本湖)の周辺に、水路によって本湖と直接結ばれた湖沼をいい、我が国では琵琶湖のみに見られると言われている。その成因は、河口デルタ内に旧河道が取り残されたもの、本湖の一部が土砂の堆積等によって囲い込まれたもの、地殻変動の結果形成されたもの等、本湖から派生的に形成されたものである。
に	日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。 本県の水産業に関係するものとしてオイサデ漁、ヤナ漁、エリ漁の琵琶湖の伝統漁法とフナズシや湖魚料理の食文化が認定されている。
の	農泊	農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験や地元の人々との交流を楽しむことができる農山漁村滞在型旅行のこと。
び	琵琶湖総合開発	琵琶湖の自然環境の保全と水質の回復を図りつつ、水資源の利用と関係住民の福祉を増進することで近畿圏の健全な発展に寄与することを目的として、昭和47(1972)年度から25年間かけて実施された。事業は自然環境を守るための保全対策、琵琶湖周辺の洪水被害を解消するための治水対策および水をより有効に利用できるようにするための利水対策の3つの柱で構成された。
び	びわサーモン	滋賀県醒井養鱒場で作出された養殖ビワマス系統の種苗およびその種苗を養殖した魚。びわサーモン振興協議会ではその大きさや身色・外観、出荷時の取扱いについて基準を決めている。また、全雌三倍体ビワマスとその加工水産物は「びわサーモン」として商標登録されている。

ふ	富栄養化	湖沼などの水中の窒素やりんなどの栄養塩が多い状態になること。富栄養化が進行すると、プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。
め	面源負荷	市街地や農地などのように汚濁負荷発生源と流域の境界が不明確で、一定の面積を設定した上でないと算定できない汚濁負荷を面源負荷(非特定汚濁負荷)という。
へ	閉鎖性水域	地理的要因で、水の流出入の機会が乏しい環境におかれている海、湖沼を指す。
ゆ	遊漁者	漁業者が生活のために営む漁業とは異なり、レクリエーションとして釣りなどにより魚や貝などを採捕する者のこと。
よ	ヨシ群落	ヨシとはイネ科、ヨシ属の落葉性多年生、多回繁殖型の抽水植物。琵琶湖とその周辺に群落として自生していることで、生態系の保全に役立っている。滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例では、ヨシ、マコモなどの抽水植物の群落やこれらとヤナギ類、ハンノキが一体となっている植物群落をヨシ群落と呼んでいる。
り	流域	ある川が降水(雨水、雪解け水など)を集めつつ流れる、その範囲・領域を指して言う地理用語。

滋賀県内水面漁業振興計画（案）

I はじめに

1 計画策定の趣旨

滋賀県は県土の中央に琵琶湖を有し、県土に降った雨のほとんどが県内の河川を通じ琵琶湖に注いでいる。この豊かな淡水域である琵琶湖と河川を漁場として本県の漁業は発展してきた。本県の漁業は琵琶湖漁業、河川漁業、養殖業に大別できる。琵琶湖漁業は琵琶湖に生息する固有種を含む魚介類を水産資源として供給し、河川漁業は魚類の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて釣りや自然体験活動といった自然と親しむ機会を提供する等の多面的機能を有し、養殖業は琵琶湖産アユやビワマス、淡水真珠といった本県特有の魚介類を対象として営まれ、豊かで潤いのある県民生活の形成に大きく寄与している。

しかし、琵琶湖および河川では水産生物の生息環境の悪化、オオクチバス等の外来魚やカワウによる食害により水産資源は大きく減少している。さらに、漁業従事者の減少やその高齢化も進行し、水産物としての湖魚の供給の機能や遊漁等の多面的機能が発揮されにくい状況にある。

全国の内水面漁業においても水産資源の減少や漁業従事者の減少が進行し、内水面漁業の有する水産物の安定的な供給機能や多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される状況にある。

このような状況を踏まえ、内水面漁業の振興を図るため、平成 26 年 6 月に、「内水面漁業の振興に関する法律」（平成 26 年法律第 103 号）が制定された。同法は、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国および地方公共団体の責務等を明らかにするとともに内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進するために制定されたものである。

同法では内水面を「漁業法の適用上海面として扱われている琵琶湖、浜名湖等を含め、河川、湖沼、私有水面における養殖池等陸に囲まれる全ての水面」とされている。本計画は同法の趣旨に沿って本県の琵琶湖漁業、河川漁業および養殖業の様々な課題に対応し、これらの振興を推進するために定めるものである。

なお本計画は滋賀県農業・水産業基本計画および琵琶湖保全再生施策に関する計画と整合を図りながら定めるものである。

2 計画の期間

本計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間を計画期間とする。

II 現状と課題

1 琵琶湖漁業

(1) 沿革

琵琶湖は本県の面積のおよそ6分の1を占める日本最大の湖であり、世界でも有数の古代湖である。海と隔絶されたこの広大な閉鎖性水域では、長い年月をかけて多くの固有種を含む多様な魚介類が育まれてきた。現在、琵琶湖に生息する魚介類は110種、そのうち45種は琵琶湖固有種である。

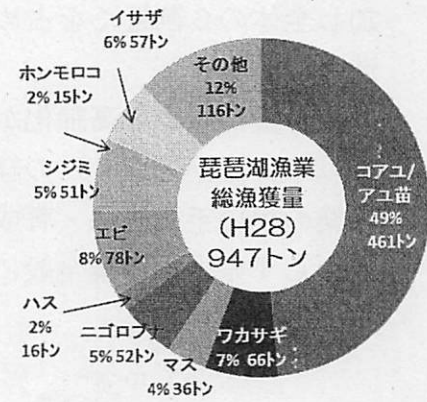
琵琶湖には変化に富んだ環境が備わっており、沿岸域には岩礁・砂浜・砂泥底や水草帯などが分布し、また北湖には深いところで水深100mにも及ぶ沖帯が広がっている。これらの複雑な環境が、異なる生活環境を好むさまざまな生物に生息の場を与えている。

琵琶湖ではその豊かな恵みを生かし、多様な形態の漁業が長年にわたって安定的に展開されてきた。しかし、漁場環境の悪化や外来魚やカワウによる食害などさまざまな問題によって、漁業を支える在来魚介類の多くが減少し、琵琶湖漁業は極めて厳しい状況となっている。

(2) 漁獲量

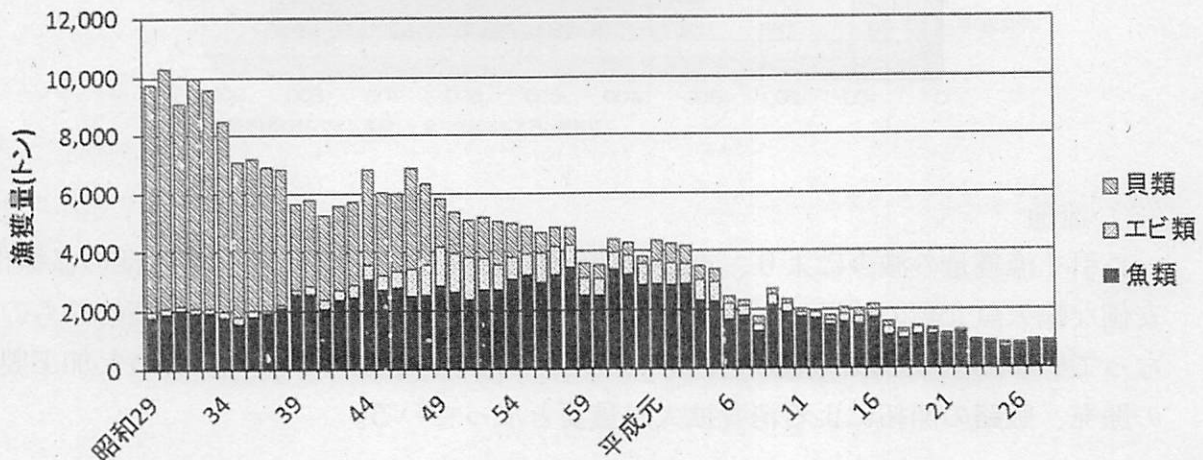
琵琶湖漁業の漁獲量は、昭和30年頃には10,000トン前後あったが、その後大きく減少し、近年は1,500トンを下回る状況が続くなか、平成28年では外来魚を除くと947トンとなっている。

漁獲量の内訳は、基幹魚種であるアユ（鮮魚流通用、養殖・放流種苗用）の漁獲量が最も多く461トンで、全体の49%を占めている。



農林水産省統計部
「平成28年漁業・養殖業生産統計」より

琵琶湖漁業の漁獲量（外来魚除く）



(3) 漁場環境の悪化

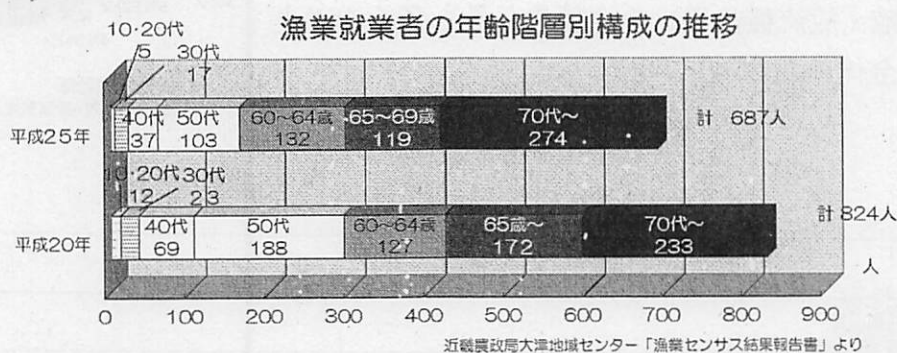
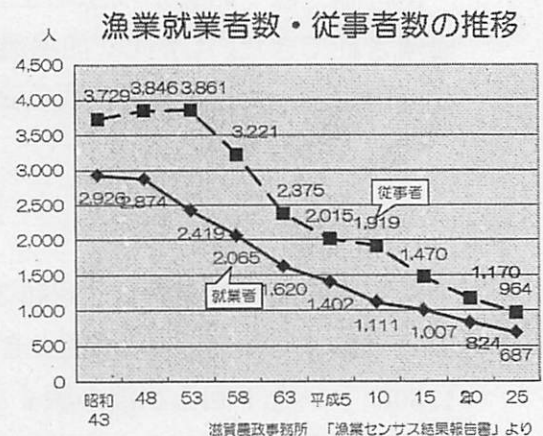
琵琶湖では、高度経済成長期以降、琵琶湖総合開発をはじめ湖岸の開発が進められた結果、コイやフナなど多くの在来魚類にとって産卵の場であり、仔稚魚の成育の場でもあった水辺のヨシ群落（水ヨシ帯）や内湖の多くが失われた。とりわけ「魚のゆりかご」といえる南湖は水草の大量繁茂など、漁場環境の悪化が著しく、漁場生産力が著しく低下している。また、近年は下水道の普及などにより水質が改善傾向にある一方、漁獲量が回復せず、漁網の汚れなども問題となっており、植物プランクトンの種組成の変化や琵琶湖の生産力の低下が懸念されている。

かつての豊かな琵琶湖漁業を回復するためには、減少してしまった在来魚介類を増やし、漁場を再生させることが急務となっており、在来魚介類の種苗放流やヨシ帯造成等の増殖対策に取り組んできた。

(4) 漁業者・漁業協同組合

平成25年の漁業就業者数は687人で、昭和50年代以降、大きく減少している（漁業センサス）。年齢構成は、65歳以上の割合が増加し全体の6割近くを占めており、高齢化が進行している。

組合員の減少と高齢化が進む漁業協同組合（以下、漁協という）の経営基盤の強化や、漁業の担い手の確保・育成は、琵琶湖漁業のみならず県内水産業全般にわたる課題となっている。



(5) 流通

長引く漁獲量の減少により、市場流通が矮小化していることや、食生活の多様化、安価な輸入魚介類の流通等により、湖産魚介類の消費・流通は極めて限定的なものとなっている。そのため、湖産魚介類のブランド化や消費者のニーズに合った加工製品の開発、販路の開拓による消費拡大が重要となっている。

2 河川漁業

(1) 沿革

本県には大小 400 本以上の河川があり、琵琶湖から流出する唯一の自然河川である瀬田川を除いて、ほとんどの河川は周囲の山々から琵琶湖へと流れ込んでいる。

県内の 16 の河川(およびその支流)と余呉湖において合計 22 の第五種共同漁業権漁場が設定されている。これらの漁場では、漁業協同組合がアユやアマゴ、イワナ、ワカサギなどの種苗放流を行い、竿釣りや投網などによって、漁業や遊漁が行われている。

(2) 漁場環境の悪化

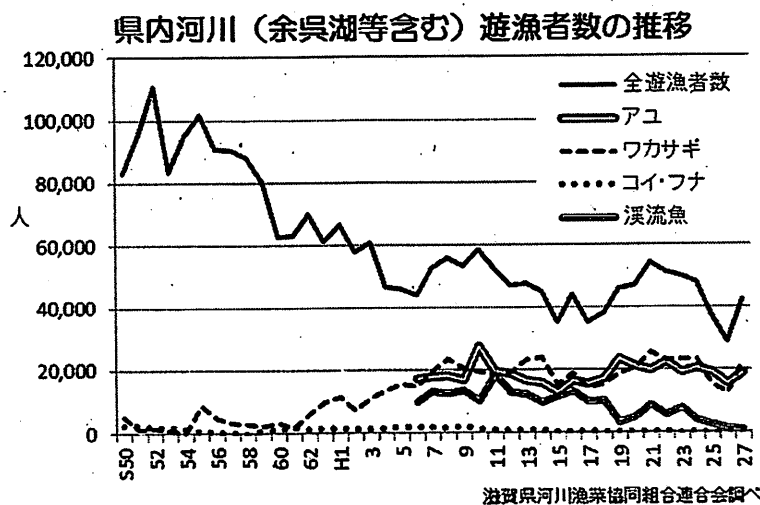
かつての河川整備では、効率的に治水安全度の向上を図るため、画一的な河道整備となっており、砂礫河原や瀬・淵を減少させ、水産生物の隠れ場や産卵場などの生育の場が減少した。また、堰などの河川横断構造物により、水産生物の遡上・降下が妨げられ、生息環境は悪化した。現在は、河川改修工事等においては多自然川づくりを基本とし、河川環境の保全に努めている。

一方、ニホンジカの増加や多発する傾向にある局地的な大雨などによる森林の荒廃により降雨後の濁水が長期化するといった漁場としての環境が悪化している。

また、河川漁協組合員の高齢化により漁場の整備・清掃の人員が不足している。

(3) 遊漁者数の推移

県内漁場を訪れる遊漁者は昭和 52 年の 11 万人をピークに減少しており、平成 25 年には 4 万人を下回り、漁協の経営が厳しい状況となっている。遊漁の内訳をみると、アユとワカサギの遊漁者が多く、次いでアマゴ、イワナの溪流魚釣り、コイ・フナ釣りとなっている。アユの遊漁不振などにより遊漁者数は減少するとともに、高齢化も進んでいる。



3 養殖業

(1) 魚類養殖業

本県では、アユやマス類などを中心とした養殖が行われている。なかでもアユの養殖は、琵琶湖や流入河川で種苗として漁獲される豊かなアユ資源を背景に、活発に行われ、養殖用や河川放流用の種苗として広く全国に供給されている。

かつて河川放流用種苗として、全国シェアの70%以上を誇っていた琵琶湖産アユ種苗は、平成に入ってからアユ冷水病発生が契機となり、また各自治体等における人工種苗生産の増加も相まって、全国市場に占める割合は平成27年度で約20%（全国内水面漁連調べ）にまで大きく落ち込んでいる。

琵琶湖固有種のビワマスを実用的な養殖魚として開発した高成長系ビワマスは、平成24年に全雌三倍体種苗が実用化され、県内の業者がびわサーモン振興協議会を組織して養殖に取り組んでいる。

(2) 真珠養殖業

本県の淡水真珠養殖は昭和40年代半ばには6,000kgを超える生産量を誇り、昭和55年には生産額が40億円を超え、ビワパールとして輸出もされていたが、昭和60年以降、漁場環境の悪化などによる成長不良等で急激に衰退した。

近年、生産量に若干の回復の兆しがみられるが、漁場の環境改善や生産体制の整備ならびに真珠の施術に熟練した技術者の育成が重要な課題となっている。

4 特定外来生物やカワウによる被害

琵琶湖におけるオオクチバスやブルーギルの生息量は、これまでの駆除対策により減少してきたが、気象条件の影響等による駆除量の低下などにより平成25年を境に増加に転じている。

また、県内のダム湖や湖沼でもオオクチバスやブルーギルが多く生息しており一部の河川やダム湖ではコクチバスの再生産が確認されている。

さらに、近年、瀬田川や琵琶湖でチャネルキャットフィッシュが確認されており注意が必要である。

カワウについては、これまでの竹生島や伊崎半島における営巣地での銃器捕獲などにより、県内での生息数は減少傾向にあるが、近年、内陸部等に新たなコロニーが形成されたり、急に生息数が増加するコロニーが出るなど生息域が分散化する傾向にあり、これらの対策が必要となっている。

侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイ等が、造成ヨシ帯や浮産卵床等の産卵繁殖施設において繁茂し、それらの機能を阻害している。

5 水産資源に係る疾病の発生

アユの疾病について、県内では平成3年に冷水病の発生が、平成20年にはエドワジ

エラ・イクタルリ感染症が確認されている。

冷水病は、琵琶湖ではアユの種苗価格の低迷や需要の減少など、琵琶湖漁業の基幹を成すアユ種苗流通の不振を招き、漁家経営を圧迫している。

河川では放流アユや天然遡上アユでの発生により、遊漁者の減少を招き、河川漁業経営に大きな打撃を与えてきた。

現在は冷水病対策(薬剤や加温処理)の普及、指導、放流種苗の保菌検査により冷水病の発生は沈静化するとともに、エドワジエラ・イクタルリ感染症では治療薬が承認を受けたが、これら疾病による被害を防ぐための更なる対策が求められている。

平成16年にはコイヘルペスウイルス病(KHV)が発生し、琵琶湖や周辺水域で10万尾を超える野生コイがへい死した。その後、既発生水域での大量へい死は起こっていないが、新たな放流は控えられている。

Ⅲ 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画

1. 水産資源の回復に関する事項

(1) 水産資源の増殖の推進

ア 琵琶湖

- ・琵琶湖を水産資源の宝庫として再生するため、ニゴロブナやホンモロコ、アユ、セタシジミ、ビワマス、ウナギなど水産重要種や琵琶湖固有種の放流を推進する。
- ・特に、本県漁業の基幹魚種であるアユについては、近年、その資源が大きく変動しているため、その原因解明に取り組むとともに、資源が安定的に確保されるよう、アユ産卵用人工河川を活用した効果的な種苗生産放流を実施する。
- ・増殖事業に取り組む漁業団体への支援を強化するとともに、アユ産卵用人工河川や琵琶湖栽培漁業センターなど種苗生産拠点の機能の拡充や強化を推進する。
- ・赤野井湾をはじめとする琵琶湖南湖の漁場を再生するため、水草除去による漁場改善と魚類の移動経路の確保、砂地の造成、ニゴロブナやホンモロコ、セタシジミ等の放流および外来魚の集中駆除等を実施する。
- ・産卵に戻ってきたニゴロブナやホンモロコ親魚を活用した再生産助長技術の開発と事業展開を推進する。
- ・水産資源の持続的利用のため、ニゴロブナやセタシジミ、ホンモロコ、アユなどの水産重要種に対する漁業者による資源管理型漁業を推進する。

イ 河川、その他湖沼

- ・遺伝的な保全や防疫対策の観点から、漁業協同組合が河川漁業の振興を図る目的で実施している琵琶湖産アユ種苗や良質なマス種苗を放流する取組を促進する。

- ・マス類については、放流後の生残率かつ定着率が高い効果的な放流手法の開発を推進するとともに、人工産卵床の造成、禁漁区の設定または親魚放流等の自然再生産による増殖を推進する。
- ・在来マスが生息する河川についてはそれらの保護を図るとともに、遊漁や河川振興に有効な利用を促進する。
- ・マス類の放流用種苗生産拠点である醒井養鱒場において良質な種苗の生産確保に努める。

(2) 特定外来生物やカワウによる被害の防止措置に対する支援等

ア 外来魚対策

- ・オオクチバスやブルーギルについては、琵琶湖のみならず河川や余呉湖等を含めた内水面全域における生態系や漁業への被害を防止するため、徹底的な防除や再放流禁止のための取組を実施する。
- ・今後被害が懸念されるチャネルキャットフィッシュやコクチバスなど外来生物の生息状況の把握や効果的で効率的な防除手法の確立を推進する。

イ カワウ対策

- ・カワウの防除措置および捕獲等による個体数の管理を行う。
- ・近年は各種対策により生息数は減少傾向にあるものの、内陸部に小規模なコロニー・ねぐらが増加しているため、総合的な管理体制を整備して、新たなコロニー・ねぐらの早期発見・対策を行うための監視を行い、飛来地での追い払い対策とともに、更に生息数を削減できるよう広域的に連携し、対策を推進する。

ウ 侵略的外来水生植物対策

- ・産卵繁殖施設等の機能を阻害するオオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物の防除を推進する。

(3) 水産資源に係る伝染性疾病の予防

- ・アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症による漁業被害を低減するため、河川放流用アユ種苗の保菌検査を推進する。
- ・アユ冷水病については、投薬や加温処理による対策の普及に努めるとともに関係機関と連携し、ワクチンによる予防技術の開発を推進する。
- ・防疫対策を基本とした疾病の発生防止に努め、疾病が発生した場合は正確な魚病診断に基づく的確な対策指導を行うとともに関係者への普及を図る。
- ・持続的養殖生産法に基づく特定疾病に指定されているコイヘルペスウイルス病については、既発生水域から本病の拡大防止を図るため、法に基づき引き続き防疫体制の維持に努める。

(4) 養殖の推進

ア アユ

- ・なわばり性が強く、友釣り用の放流種苗として優れていることや、養殖アユでは鱗が細かく姿形が美しいなど琵琶湖産アユの優れた特性を県内外に積極的にPRし、需要の拡大と普及を図る。

イ ビワマス

- ・高成長系養殖ビワマスの系統保存を図るとともに、より品質の高い養殖魚を生産するための飼育技術等の研究・開発を行い、本県特産養殖魚として普及、消費拡大を推進する。
- ・びわサーモン振興協議会が実施する養殖ビワマスのPRや品質の高度化の取組を促進する。

ウ 淡水真珠

- ・平成28年6月に制定された真珠の振興に関する法律に基づき策定した「滋賀県真珠振興計画」により、本県特産の淡水真珠養殖業の振興を図る。

エ その他

- ・消費者ニーズに対応し、本県特産の強みを生かした養殖品種および高品質な養殖魚を生産するための養殖技術の研究・開発を行い、ビワマスに次ぐ県特産養殖魚の開発普及を推進する。
- ・安全で安心な養殖魚の供給のため、水産用医薬品の適正使用の指導に努める。

2. 漁場環境の再生に関する事項

(1) 漁場環境の再生

ア 琵琶湖

- ・持続的な污水处理システムの構築、面源負荷対策、流入河川・底質改善対策、その他水質汚濁防止対策、環境に配慮した農業の普及により良好な水質を保つことに努める。
- ・農地が持つ水源かん養機能や貯留機能の維持・向上のため、農地の面的確保や保全・整備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理・更新を推進する。
- ・ホンモロコをはじめとするコイ科魚類の卵が正常にふ化し生育できるよう、湖辺の植生や水位、水温など様々な観点から在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方を検討する。
- ・ヨシ群落その他の在来植物の群落は在来魚の産卵繁殖場となるなど琵琶湖の生態系や生物多様性にとって重要であり、保全・造成・再生・維持管理を推進する。

- ・内湖などの湿地帯（エコトーン）は、琵琶湖固有の動植物、特に在来魚の産卵繁殖場として重要な役割を担うなど様々な価値を有していることから、内湖本来の機能の保全および再生を推進する。
- ・琵琶湖の生態系や水産資源を回復させ、湖底底質の保全および改善や腐敗による水質悪化の防止を図るため、大量繁茂が課題となっている南湖をはじめ琵琶湖において水草除去等の対策を推進する。
- ・琵琶湖南湖において、シジミ漁場や在来魚の産卵繁殖場の再生を図るため、水草の除去や底泥の除去とあわせ、湖底の耕うんや平坦化、砂地の造成などを推進する。
- ・水草を摂食するワタカなど環境保全に役立つ在来魚の放流を推進する。
- ・在来魚が水田に遡上し産卵・育成できるよう、琵琶湖と水田のつながりを取り戻す「魚のゆりかご水田」の取組を推進する。

イ 河川、その他湖沼

- ・水質汚濁防止法等に基づき、水質の監視を行うとともに、水質の悪化の原因である生活排水や工場・事業排水等の対策を推進し、水質の保全に努める。
- ・将来にわたり動植物の生息・生育・繁殖環境が保全されるよう、それぞれの河川における水管理の現状を踏まえ、利水者および地域住民の協力を得ながら引き続き適正な水管理に努める。
- ・河川流況の的確な把握に努め、流域における適切な水利用に向けた取組を推進する。
- ・農業用水の適正管理について関係者間の意識共有を図るとともに、節水型のシステムへの転換と農業排水の循環利用等の対策により、用水の節水や濁水の流出防止の取組を推進する。
- ・農地が持つ水源かん養機能や貯留機能の維持・向上のため、農地の面的確保や保全・整備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理・更新を推進する。（再掲）
- ・森林から琵琶湖までの土砂移動が魚類の産卵環境等の形成に大きく関係するため、流域での土砂の発生からその有効活用等までの総合的な視点により、河川における魚類の生息環境の保全手法を検討する。
- ・陸水域における生物生息環境の連続性の確保を図るため、魚類等が琵琶湖と河川を行き交い、河川において遡上・降下が容易にできるよう、効果的な魚道の整備や維持管理に努める。

(2) 森林の整備および保全

- ・水源林の適正な保全および管理、森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進、森林生態系の保全に向けた対策の推進、その他、森林の整備および保全を推

進する。

(3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進

- ・国が示す「多自然川づくり基本指針」および滋賀県の河川整備計画に基づき、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出できるように努める。
- ・「生物多様性しが戦略」に基づき、河川・湖岸環境や河畔林、湖岸林の保全・回復にあたっては、「エコロジカル・コリドー」（生態回廊）としての機能に配慮するよう努める。

3. 内水面漁業の健全な発展に関する事項

(1) 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成

- ・漁業所得の向上を目指し、漁獲量の増大や販路拡大などの具体的な取組について漁協と関係市町が定める「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再生広域プラン」の策定および着実な実行を支援する。
- ・漁協運営の健全性を向上させるため、漁協経営に関する法令順守および漁協会計業務に関して適切な指導・助言を行うとともに定期的に役職員等を対象とした研修会を開催する。
- ・組合員数の減少や経営状況等の各漁協の実情を踏まえ、必要に応じて関係者の合意のもとに合併について指導、助言を行う。
- ・琵琶湖漁業においては、漁業関係者による固有種を中心とした琵琶湖産魚介類のブランド化や流通・消費拡大の取組を促進する。
- ・河川漁業においては、河川の魅力発信や釣り教室の開催、遊漁者との協働による魅力ある漁場づくりや情報発信など遊漁者を増加させ、遊漁収入を増やすための取組を促進する。

(2) 多面的機能の発揮に資する取組への支援

- ・内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者と地域住民が連携して行う河川・湖沼の水草除去、森林づくり、清掃等の内水面に係る生態系の維持・保全のための活動、環境教育、漁業体験等の教育と啓発の場の提供、地域における食文化、伝統文化の伝承機会の提供等の取組を支援する。

(3) 人材の育成および確保

- ・琵琶湖漁業においては国や関係団体が開催する漁業就業希望者を対象とする就業相談会への県漁連等の参加を促進する。

- ・琵琶湖漁業への新規就業希望者の漁業現場での短期、中期研修の開催や国の長期研修への誘導等に取り組む。
- ・河川漁業の組合員の漁業活動に必要な経営能力の向上のため、自らが遊漁者に対して漁協の役割や漁場の魅力を伝える取組を支援する。

(4) 商品開発や消費拡大の取組等への支援

- ・本県水産物の魅力や付加価値の向上、流通促進につながる商品開発や水産加工の高度化に係る取組を促進する。
- ・県のホームページやSNSなどを効果的に活用して、琵琶湖八珍をはじめ琵琶湖のめぐみである湖産魚介類等、本県水産物の魅力や美味しさ、購入先などの情報を発信する。あわせて、東京における県の情報発信拠点である「ここ滋賀」を効果的に活用して、本県水産物の県内外へのPRを推進し、消費拡大を図る。
- ・本県水産物を観光資源として活用するため、商工・観光事業者と連携し、日本遺産に認定されている本県ならではの伝統漁法、郷土食等を活用した農泊や特産品づくりなどの商品開発を促進し、国内はもとより海外からの観光客や消費者への情報発信を図る。

(5) 本県漁業に対する理解と関心の増進

ア 琵琶湖

- ・体験型の環境学習の推進、環境教育の振興、広報・啓発の実施を通じて、県民の琵琶湖漁業に対する理解と関心の増進に努める。
- ・他の地域で見られない琵琶湖漁業の独自性や価値について、琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業の「世界農業遺産」認定に向けた取組を進めることにより、国内外に情報を発信する。

イ 河川

- ・ホームページやSNS等により釣り場情報を発信するとともに、河川漁協が行う初心者を対象とした釣り教室や放流体験活動の開催などの取組を促進する。

4. その他内水面漁業の振興に関する重要事項

(1) 内水面漁業の振興に関する協議会の設置

- ・共同漁業権者より水産資源の回復、漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置について協議会設置の申し出があった場合、必要に応じて協議会を設置し、課題の解決を図る。

5. 平成 32 年度の目標とする指標

指標	現状	目標(H32)
新規漁業就業者数	7人 (H24~H28の5年間の累計)	10人 (H28~H32の5年間の累計)
琵琶湖の漁獲量 (外来魚を除く)	947トン (H28)	1,600トン
外来魚生息量	1,131トン (H28)	600トン
カワウ生息数	7,767羽 (H29)	4,000羽
コイ科魚類の産卵期に おける水ヨシ帯面積	74.4ha (H28)	80.1ha
県内の河川漁場を 訪れる遊漁者数	33,794人 (H28)	47,000人

滋賀県農業・水産業基本計画における平成 32 年度の目標とする指標